おいでよ!とちぎ館出展規程

(目的)

第1条 この規程は、県産品を県内外にPRしながら販路拡張を図るため、公益社団法人栃木県観光物産協会(以下「協会」という。)が設置する「おいでよ!とちぎ館」(以下「とちぎ館」という。)の出展等に関し必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この規程における県産品とは、次の各号に定める商品をいう。
 - (1) 製造又は加工の最終段階が県内で行われたもので、県内で製造又は販売する者により 提供される商品
 - (2) 主要な原材料が栃木県産であり、かつ、県内で販売する者により提供される商品

(取扱商品)

- 第3条 とちぎ館で取り扱うことができる商品は、前条の県産品であり、かつ次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、栃木県の農商工等連携、地域資源を活かした商品であると協会会長(以下「会長」という。)が認めた商品については、この限りではない。
 - (1) 県内の道の駅、農村レストラン、直売所などで推奨する県産品
 - (2) 県、市町村、商工団体、農業団体等で推薦する県産品
 - (3) 製造又は加工の最終段階が県外の商品にあっては、販売を行う県内事業者の指定する 原材料及び製法に基づき製造又は加工された県産品
 - (4) その他、会長が必要と認めるもの。

(出展対象者)

第4条 とちぎ館に出展できる者は、県内に事業所等を有し、県産品を製造又は販売する 個人、法人又は組合等とする。

(出展の申込)

第5条 とちぎ館に出展しようとする者(以下「出展申込者」という。)は、当該出展商品の説明書等を添えて出展申込書(別記様式第1号)及び出展商品明細書(別記様式第2号)を会長に提出するものとする。

(販売方法)

- 第6条 協会は、次の各号に定める販売方法により県産品を販売するものとする。
 - (1) 委託販売
 - (2) 買取販売
 - (3) その他 実演販売など日時、商品の性質、保存方法等に応じて販売する方法

(商品の納入・補充・交換等)

- 第7条 委託販売を行う商品は、出展者の責任において、納入・補充・交換等を行うほか、 盗難、減耗等不可抗力による損失等の経費の一部を負担するものとする。
- 2 買取販売を行う商品の納入・補充・交換等は、協会が出展者と協議のうえ行うものとする。
- 3 その他の販売方法を行う商品の納入・補充・交換等は、出展者が販売の1か月前までに 協会と協議のうえ行うものとする。

(出展の決定)

- 第8条 会長は、第5条の出展申込書、商品説明書等の内容を「おいでよ!とちぎ館」運営 委員会に審査させ、出展の可否を決定し、出展申込者に対して出展決定通知書(別紙様式 第3号)を送付するものとする。
- 2 前条の決定を受けた出展申込者をとちぎ館出展者(以下「出展者」という。)とする。

(販売手数料)

第9条 出展者は、県産品の販売について、販売手数料を協会に納付しなければならない。 2 委託による販売手数料は、原則売上の30%とする。

ただし、販売方法、出展する商品の賞味期限等を考慮して、会長が減免することがで きるものとする。

(経費の負担)

- 第10条 出展者は、とちぎ館の管理運営等に要する諸経費として、次の各号に掲げる費用を負担するものとする。
 - (1) 商品の納入・補充・交換等に要する経費
 - (2) 商品の販売に要する特殊な設備の設置及び管理に要する経費
 - (3) その他会長が必要と認める販売促進等に係る経費

(販売方法等の変更)

第11条 出展者は、販売方法等を変更するときは、協会と協議の上行うものとする。

- 第12条 会長は、各月末までの売上額を翌月(以下「精算月」という。)25日までに、 所要の控除等を行い精算金額を確定し、売上金精算書(別記様式第4号)を出展者に送付す るものとする。
- 会長は、前項の精算金額を精算月の末日までに出展者の指定口座に振込むものとする。
- 協会は、前項の振込等に要する経費を負担するものとする。

(協会の助言、支援、遵守等)

- 第 13 条 会長は、県産品の販路拡張を図るため、出展申込者及び出展者に対して商品の開
- 発、改良等の助言、支援を行うことができる。 会長は、とちぎ館が販売する商品(以下「販売品」という。)の品質等が不適当と認められたときは、出展者に対し必要な助言、指導を行うことができる。 協会は、出展者から知り得た個人情報等の守秘義務を負う。 とちぎ館は、販売品を常に良好な状態に保管し販売する義務を負う。

(出展者の遵守事項)

- 第 14 条 出展者は、販売品の開発、改良等に努めるとともに自ら販路拡張に努める。 2 出展者は、良好な状態に保たれた販売品の納入、補充、交換等に努める。 3 出展者は、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)その他関係法令等を遵守する義務を 負う。

(出展の辞退)

第 15 条 出展者がとちぎ館の出展を辞退しようとするときは、1か月前までに出展辞退届 (別記様式第5号)を会長に提出するものとする。

(出展の取消)

- 第 16 条 会長は、出展者が次の各号に掲げる事由に該当したときは、出展を取り消すこと ができる。
 - (1) 第 14 条第 2 項又は第 3 項の規定に違反したとき
 - (2) とちぎ館の信用を著しく失墜させる行為があったとき
- 会長は、出展者が次の各号に掲げる事由に該当したときは、出展を取り消さなければ ならない。
 - (1) 第2条に規定する県内の製造等でなくなったとき
 - (2) 第5条の出展申込書の内容に虚偽があったとき
- (3) 第13条第2項の規定に基づく助言、指導を行っても品質等が適当とならないとき
- 3 会長は、第1項又は第2項の取消しをしたときは、出展取消通知書(別記様式第6号) により、速やかに出展者に通知するものとする。

第17条 この規程に定めるもののほか、とちぎ館の出展等に関し必要な事項は、会長が別 に定めるものとする。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

出 展 申 込 書

平成	年	月	

公益社団法人栃木県観光物産協会

	様	会長
	 〒	
	住所	
	社名	
印	代表者名	
	 電話	
	 ファックス	

おいでよ!とちぎ館出展規程第5条に基づき、出展商品明細書(別記様式第2号)、 当該商品説明書等を添えて出展を申し込みます。

出 展 商 品 明 細 書

商品名	小売価格	形状・形態	とちぎ特産品 推奨有無	推薦団体等があ る場合はその名称

- (注) (1) 1 商品ごとに記入して下さい。
 - (2) 価格帯のあるものは、各商品ごとに記入して下さい。
 - (3) 商品の説明書等を添付してください

出展決定通知書

平成 年 月 日

出展申込者

様

公益社団法人栃木県観光物産協会

会長

平成 年 月 日付けで出展申込みのあったことについて、下記のとおり 決定いたしましたのでお知らせします。

記

1. 出展の可否 可 否 (いずれか○をつける)

(可の場合)

- 2. 出展の条件
 - (1) 販売方法
 - (2) 販売手数料率

%

(3) その他 別添「おいでよ!とちぎ館出展規程」を遵守すること。

(否の場合)

2. 理 由

売 上 金 精 算 書

平成 年 月 日

出展者

様

公益社団法人栃木県観光物産協会

会長

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、おいでよ!とちぎ館における平成 年 月分の売上金を下記のとおり精算いたします。

なお、精算金額は、 月 日付けで御指定の銀行口座にお振込いたします。

記

		W. # W		控 除 額 (B)				26 71			
出展者名	売上金 a	消費税 b	計 (A) a+b	販売手数料 c	消費税 d	納品書	シール	マーク	小 計 c+d+e+f+g	差引支払額	備考
										(a)-(b)	

〔通信欄〕

平成 年 月 日

出 展 辞 退 届

公益社団法人栃木県観光物産協会

会長様

<u> </u>			
住 所			
社名、商店			
又は団体名			
代 表 者			
職氏名			印
電話番号	()	
F A X	()	

この度、都合により「おいでよ!とちぎ館」への出展を辞退したいので、出展規程第 15条に基づきお届けします。

出展辞退年月日 平成 年 月 日

出展取消通知書

平成 年 月 日

様

公益社団法人栃木県観光物産協会

会長

おいでよ!とちぎ館への出展において、おいでよ!とちぎ館出展規程第 16 条の下記 規定に該当(規定の番号に○のついたもの)し、商品を取り扱わないことにしたので、 同条第 3 項の規定に基づき通知します。

記

- (1) 第1項第1号該当
- (2) 第1項第2号該当
- (3) 第2項第1号該当
- (4) 第2項第2号該当
- (5) 第2項第3号該当